様式第４号（第13条第１項関係）

助成制限事項該当届出書

年 月 日

岐 阜 県 知 事　　様

被害者との続柄

届出者の住所

電話番号 　　　　（ 　　　 ）　　　　－

私は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第７条第２項第　　号に該当する者となったので、要綱第13条第１項の規定により届け出ます。

（要件）

第７条　（中略）

２　知事は、第1号又は第３号に掲げる場合にあっては助成金を交付しないことができるものとし、第２号に掲げる場合にあっては助成金を交付しないものとする。

⑴　助成金の対象となる弁護士委任契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の公的な機関により、二次的被害への対応を弁護士に依頼するための支援を受けている場合

⑵　申請者（第４条第２号又は第３号に掲げる者が申請する場合にあっては、申請者及び犯罪被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合

⑶　前２号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合